

平成 28 年 6 月 13 日

株式の分割に関する基準日設定公告

株主各位

沖縄県那覇市久茂地三丁目 10 番 1 号
株式会社沖縄銀行
取締役頭取 玉城 義昭

当社は、平成 28 年 5 月 13 日の取締役会において、平成 28 年 7 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 1.2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 28 年 6 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 平成 28 年 7 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- (1) 住所変更その他各種お手続きにつきましては、お取引口座のある証券会社等でのお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 日本証券代行株式会社
〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
日本証券代行株式会社 代理人部
TEL : 0120-707-843